

珠江デルタ地帯における西洋近代法と 伝統的宗法規範の対立と同化に関する研究

研究代表者：井上貴也（法学部企業学科・教授）

研究分担者：深川裕佳（法学部法律学科・准教授）

研究分担者：李 芝妍（法学部法律学科・准教授）

研究分担者：後藤武秀（法学部法律学科・教授）

研究分担者：朱 大明（アジア文化研究所客員研究員）

1 研究概要

中国の珠江デルタ地帯は、中国大陸、マカオ、香港が近距離で接している地域である。その地域における法制度は、香港、マカオが1990年代末に相次いで中国大陸に返還されたとはいえ、特別行政区として高度の自治権が認められている。

特に、私法分野は中国大陸の社会主義法が導入されることなく、西洋近代法と伝統中国の法すなわち宗法が共存している。つまり、マカオにおいてはヨーロッパ大陸法の中でもフランス法の影響を強く受けたポルトガル民法典（1867年制定）が1879年より導入されたが、一方で、マカオの華人社会の家族法については、ポルトガル法の導入を拒み1990年に宗法の体系化とも言うべき華人風俗慣習法典編纂され、これが華人社会に適用された。また、会社法に関しては、1888年のポルトガル商法典がマカオに導入されたが、マカオに多い小規模同族会社の実態とは適合しないことから、1901年に有限会社法を制定してマカオの華人社会に適用した。

他方、香港においては、イギリス統治が行われたことから、不文法であるイギリス法が導入された。しかし 民事法は不文法であるために、香港の華人社会にはこれを直接適用することばせず、依然として伝統的な不文慣習法である宗法が適用された。このように、珠江デルタ地帯においては、ヨーロッパ近代法の双璧とも言うべきヨーロッパ大陸法とイギリス法、そして伝統中国の宗法が併存してきている。

そこで、本研究においては、第1に、マカオにおけるポルトガル法と伝統中国の宗法との対立、同化の過程を明らかにし、実際の裁判において、華人の紛争のどの分野にポルトガル法に基づく判決が下されたか、そしてそれは華人社会にどのような反応を生み出したかを明らかにする。第2に、香港において、華人社会の紛争が常に宗法に依拠して解決されたのかどうか、イギリス法が柔軟に変質しつつ適用されることはなかったかどうかを明らかにする。そして、第3に、珠江デルタ地域全体として、西洋近代法がどのような抵抗と同化の過程を経て導入されたかの一般理論を構築し、東アジアの他地域、すなわち日本、台湾、韓国における西洋近代法の継受に関する理論と比較検討を考えている。

2 平成28年度活動状況

(1) 平成28年度の設定課題・研究組織

本共同研究は、マカオ、香港において実際に機能しているレベル、すなわち動態としての法及び法現象を研究対象とするものである。先にも記したように、珠江デルタ地域の私法は、ヨーロッパ大陸法の系統に属するポルトガル法（マカオ）、イギリス法（香港）、伝統中国法である宗法が機能している。これらの相互関係、特に西洋近代法と伝統的秩序との対立と同化を主たる関心事項として、これらの法体系が裁判の場においてどのように適用され、どのような摩擦を生じているかを検討した。

(2) 平成28年度に行った研究作業

平成28年度は、マカオおよび香港の文献資料を収集した。これらの作業については、共同研究者である朱大明氏等の助力を得たところである。平成28年度は、以下の研究会等で研究成果を公表した。

第1回 4月12日(火)スタッフセミナー①

課題：マカオ法の比較法学的位置づけについて

報告者：後藤武秀

第2回 5月10日(火)スタッフセミナー②

課題：マカオ法の淵源と制度について - 憑邦彦「マカオ法の淵源と制度」試訳 -

報告者：後藤武秀

第3回 6月7日(火)スタッフセミナー③

課題：現代マカオ法制の特徴について

報告者：後藤武秀

第4回 7月5日(火)スタッフセミナー④

課題：香港会社法における取締役の義務とCSR

報告者：井上貴也

第5回 10月10日(月)アジア文化研究所・共同研究成果発表会

課題：香港会社法におけるイギリス法と中華人民共和国法の影響

報告者：朱大明

第6回 1月21日(土) 第11回アジア文化研究所 年次集会

課題：現行法制の重大な停滞とマカオ社会の経済発展について（仮題）

報告者：後藤武秀

以上